

Ⅱ わが国経済社会の条件変化と労働経済の課題

4 勤労者生活の動向と労働時間問題

〔4101〕勤労者生活の改善を図るためには、雇用の安定とならんで物価の安定が不可欠である。昭和54年は、雇用、失業情勢の改善が進むなかで、年間をならしてみれば消費者物価が安定し、勤労者生活は前年に比べて改善した。しかし、消費者物価は年央以降しだいに上昇率が高まり、55年に入ってから是一段と上昇幅が大きくなって、勤労者生活の面にその影響が及んできている。

また、労使の積極的な取組みによって定年延長が進みつつあるが、定年延長に伴う賃金制度の見直しは、中高年齢層世帯の家計に影響を与えられ。当面は、60歳定年の実現による50歳台後半層の雇用と生活の安定が課題であるが、次いで60歳台前半層の雇用と生活の安定が目標になればならない。そして、勤労者福祉の向上、国際化の進展への対応、雇用機会の確保のためにも労働時間の短縮が重要な課題となってきた。

本章では、以上のような勤労者生活をめぐるさまざまな問題について検討しよう。

II わが国経済社会の条件変化と労働経済の課題

4 勤労者生活の動向と労働時間問題

(1) 勤労者家計における賞与と所定外給与の役割

1) 54年に増加した実収入と消費支出

〔4102〕第I部でみたように、54年における勤労者世帯の実収入は名目、実質とも前年の伸びを上回った。

54年に実収入が7.0%増と堅調に伸びたのは、所定外給与と賞与が好調に伸びたことにもよる。実収入の増加額に占める所定外給与と賞与の増加額の割合は、それぞれ14%、21%となっている。もし54年に所定外労働時間の増加がみられず、また賞与の支給月数が変わらず、ともに所定内給与と同じ伸びであったと仮定すると、実収入増加額に占める割合は、それぞれ6%、16%へ低下し、実収入の増加率は6.1%にとどまったとみられる。54年は、消費支出も前年の伸びを上回る堅調な伸びとなった。

〔4103〕実質消費支出は前年比3.1%増と前年の伸び1.3%を上回ったが、支出の性格別にみると、生活必需的支出は1.2%増と小さな伸びにとどまったのに対し、随意的支出は4.4%増と前年の伸び(2.6%増)を大きく上回る伸びを示し、随意的支出が54年に入ってから消費堅調を支えたことが明らかである。随意的支出のなかでは、耐久消費財への支出とレジャー支出の伸び(いずれも5.7%)が大きかった。

〔4104〕勤労者世帯の消費支出が堅調に推移したのは、実質可処分所得が比較的堅調に増加するとともに、消費態度が改善したことによる。消費態度は、物価動向、収入の見通し、雇用、失業動向などさまざまな要因により左右されるが、54年に入ってから、景気が順調に拡大するなかで消費者物価が一段と落ち着き、また雇用が増加し、失業者が減少するなど、勤労者生活をめぐる環境が前年に比べて好転したために改善したとみられる。この結果、消費性向は54年平均で77.6%と前年の水準(77.0%)を上回った(付属統計表第4-1表)。

II わが国経済社会の条件変化と労働経済の課題

4 勤労者生活の動向と労働時間問題

(1) 勤労者家計における賞与と所定外給与の役割

2) 賞与と家計消費

〔4105〕54年に勤労者家計の消費支出が堅調に推移したのは、主として実質可処分所得の増加によるが、これは、消費者物価の上昇率が低かったことに加えて、賞与と所定外給与の増加が大きかったからである。

54年における勤労者世帯の世帯主賞与は年間67万9,000円で、世帯主収入の20.6%、家計実収入の17.4%を占めている。所得階層別では、高所得層ほど実収入に占める割合が高い。

賞与は、企業業績の変動を反映して年々かなり変動するが、長期的には賞与支給企業が増大し、また、支給率も高まる傾向にあって着実に増加している。企業業績が悪化した場合でも、大幅に減額されることは少なく、むしろ賞与のかなりの部分が定例給与化しているのが実情である。

〔4106〕このため、賞与は勤労者の家計に組込まれていて、それを前提とした諸制度ができています。たとえば、土地、家屋購入のための民間金融機関の住宅ローン制度は40年代に入ってから急速に普及したが、月々の返済のほかに賞与を予定した返済制度が導入されることによって、家計の月々の返済負担を軽減する仕組みになっている。また、住宅金融公庫融資の返済についても、49年度から賞与を利用した返済方式が導入され、54年にその利用率は34%に及んでいる。このほか、自動車、家電製品など耐久消費財の購入にも賞与を利用した返済方式がとられるなど賞与を前提に家計がなりたっている。

このことは、賞与が何らかの事情で大幅に減額された場合には、勤労者家計に及ぶ影響が大きいことを示している。

〔4107〕しかし、賞与は定期収入とは異なって、その増減が消費支出に与える影響は小さい。賞与は大部分貯蓄にふり向けられ、消費支出にまわる部分が小さいからである。その結果、消費性向は賞与支給月以外の月には90%程度であるのに対し、賞与の支給月である6月、7月、12月には50～70%になる。

〔4108〕54年における賞与の処分内容を夏期、冬期別にみると、夏期賞与は消費支出に16.3%ふり向けられ、残りは貯蓄純増などの黒字となった。消費支出についても、食料費、光熱費といった生活必需的支出へはほとんどふり向けられず、家具什器、衣料、こづかいといった随意的性格の強い費目に支出される。また黒字の処分内訳をみると、そのほとんどが貯蓄純増となっている。所得階層別にも目立った違いはみられない(付属統計表第4-2表)。

〔4109〕冬期賞与は消費支出に31.2%ふり向けられ、残りは貯蓄純増などの黒字となった。冬期賞与は夏期賞与に比べて黒字にまわる割合が低い、金額は夏期賞与の1.5倍程度と多いため、黒字額は夏期賞与よりも大きい。消費支出と黒字の内訳は夏期賞与の場合とほぼ同じである。

II わが国経済社会の条件変化と労働経済の課題

4 勤労者生活の動向と労働時間問題

(1) 勤労者家計における賞与と所定外給与の役割

3) 所定外給与と家計消費

〔4110〕 54年の所定外給与が定期給与に占める割合は9.2%,また定期給与に賞与などを加えた現金給与総額に占める割合は6.8%となっている。所定外給与の定期給与に占める割合は,所定外労働時間の水準に応じて変化する。50年には所定外労働時間が低い水準に落ち込んだため,その割合は6.7%にまで低下したが,その後は高まる傾向にある。もっとも,長期的には所定外労働時間の水準が低下していることから,低下する傾向にある。

〔4111〕 所定外労働時間の長さは個々の労働者によって異なるため,家計における所定外給与の重要度は個々の世帯ごとに異なっている。

男子労働者について,53年6月分の所定内給与に対する所定外給与の比率別労働者の割合をみると,調査産業計では,0%とする者は37.5%,10%未満は21.7%,10~20%未満は17.3%,20%以上は23.5%となっている。

所定内給与に対する所定外給与の比率は,所定内給与が低い労働者ほど高いという傾向があり,所定内給与の低い世帯ほど所定外給与への依存度が高いことを示している(付属統計表第4-3表)。

〔4112〕 所定外給与は,賞与とは異なって消費支出へのはね返りが大きい。これは,所定外給与の増加が定期給与の増加として家計に入ってくるからである。月々の消費計画は毎月比較的安定的に入ってくる定期給与で決定されるとみられ,また所定外給与が増加するときには,通常経済も好調であるから,家計の消費態度も積極化して,消費性向そのものも上昇する傾向にあるためとみられる。

II わが国経済社会の条件変化と労働経済の課題

4 勤労者生活の動向と労働時間問題

(2) 物価上昇と勤労者家計

〔4201〕54年に消費者物価は前年比3.6%の上昇と35年以来の落ち着いた動きとなった。消費者物価が安定したため、勤労者家計では名目実収入は前年をやや上回る伸びにとどまったにもかかわらず、実質所得、実質消費支出は前年をかなり上回った。また、生活意識面では「暮らしに対する満足度」が高まった。

しかし、消費者物価の上昇率を期を追ってみると、年前半には2～3%台であったが、後半に入ってから3～5%台へと高まり、55年の1～3月には7.5%、4月には8.4%としだいに高くなった。

〔4202〕このような消費者物価の動きを反映して、勤労者家計の実質消費支出は54年上半期には3.7%増であったが、下半期には2.5%増と伸びが鈍化し、55年1～3月には0.2%増と一層鈍化した。経済企画庁「消費動向調査」による消費者態度指数(52年6月=100)をみても、54年3月の111.0から55年3月には78.8へと急速に低下した。

〔4203〕勤労者生活を安定させるための基本的な条件は、第1に雇用の安定、第2に物価の安定である。第1章でみたような最近の雇用、失業情勢の改善は、勤労者生活を安定させる働きが小さくなかったが、他方、この間の消費者物価上昇率の高まりは、勤労者生活の安定を損なうものである。

総理府広報室「国民生活に関する世論調査」によってみても、政府に望む施策として、物価対策がつねに第1位を占めており、物価が非常に安定していた54年5月時点でも55.7%の世帯が物価対策を望んでいる。

〔4204〕物価上昇は、2つの側面から勤労者生活に悪影響を及ぼす。1つは、家計に直接及ぶ影響であり、実質所得の低下、貯蓄の減価、長期生活設計の困難化と、いった問題を引起す。2つは、間接的な影響であり、物価上昇に伴う経済活動の停滞が雇用、賃金の面に及ぼす悪影響である。一般的にいつて、物価上昇は個人消費、住宅建設、設備投資などの低下をもたらすほか、財政、金融政策が引締め気味に運営されることによって経済活動が停滞するからである。

以下では、物価上昇が勤労者家計に及ぼす直接的な影響についてみよう。

II わが国経済社会の条件変化と労働経済の課題

4 勤労者生活の動向と労働時間問題

(2) 物価上昇と勤労者家計

1) 物価上昇の貯蓄、負債への影響

〔4205〕勤労者家計にとって物価上昇の第1の問題は、貯蓄の減価である。

54年現在、勤労者世帯平均では402万円の貯蓄残高があり、年間消費支出の1.5倍にも及んでいる。その実質価値の維持は勤労者家計にとって重要な関心事である。

〔4206〕貯蓄はその保有形態に応じて利子、配当などを伴うので、時の経過とともに価値は増加するが、物価が上昇すれば実質購買力は低下する。貯蓄の実質購買力が維持されるかどうかは、貯蓄の利回りと物価上昇との相対関係によって決まってくる。

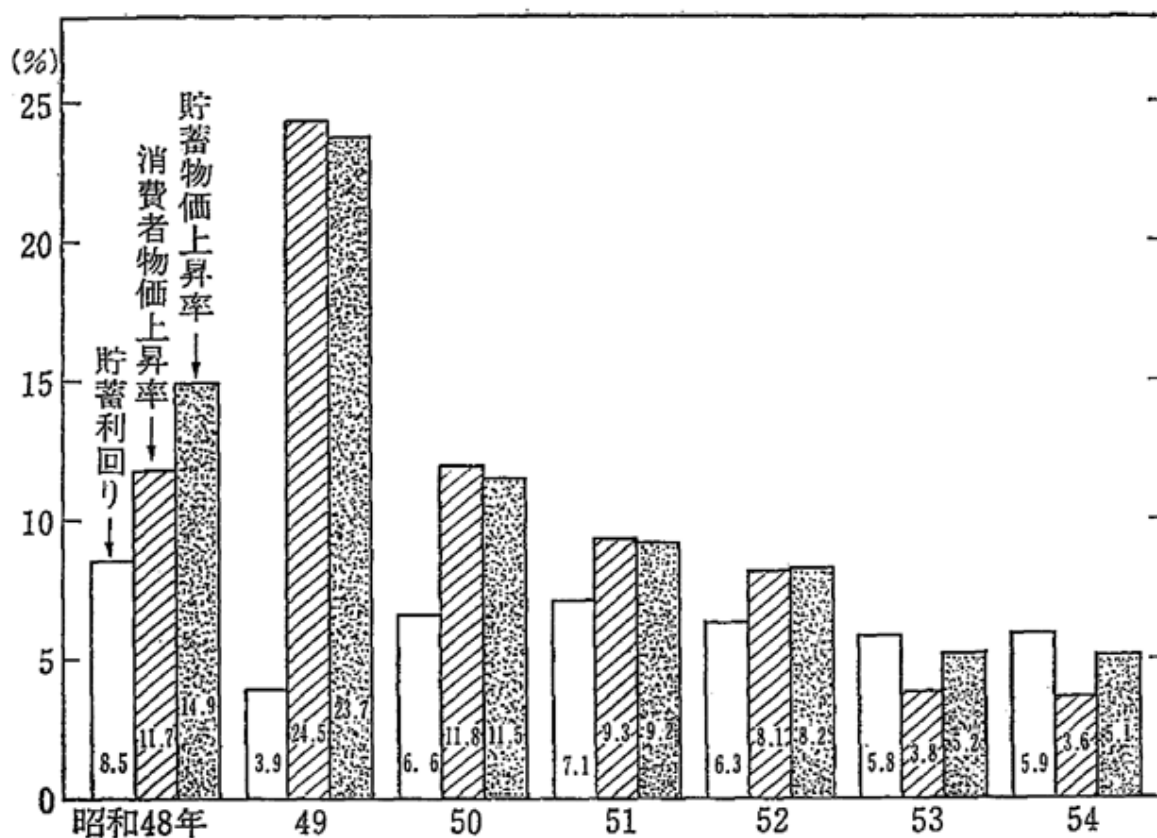
貯蓄に対する物価上昇の影響をみるために消費者物価をとりあげるのは必ずしも適当ではない。貯蓄増強中央委員会「貯蓄に関する世論調査」によると、家計の貯蓄動機はかなり特定した物やサービスを将来において購入することにあるから、貯蓄の目的である物やサービスの価格が消費者物価の上昇率を上回って上昇すると、家計はより大きく貯蓄の実質購買力を失うことになる。

〔4207〕そこで、この調査によって、貯蓄のそれぞれの目的別に物価指数を対応させて構成した貯蓄物価指数を試算すると、貯蓄物価は長期的にみて、消費者物価を上回る上昇を示している(第4-1図)。とくに最近では、52年以降消費者物価を上回る傾向がみられ、54年には一段とその傾向が強まった。貯蓄物価の上昇率が消費者物価の上昇率を上回るのは、貯蓄動機のなかで大きな比重を占める土地、住宅取得費、教育費の価格上昇が大きいことによる。

貯蓄物価を所得階層別にみてもあまり目立った差はない(第4-2図)。また年齢別にみても目立った差はない。

第4-1図 貯蓄利回り、消費者物価、貯蓄物価の推移

第4-1図 貯蓄利回り，消費者物価，貯蓄物価の推移

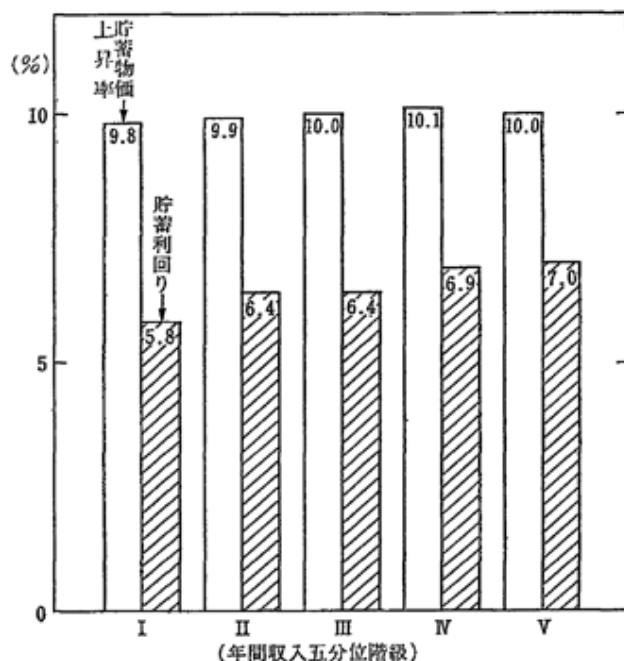


資料出所 労働省労政局労働経済課試算

(注) 参考資料4-1 「貯蓄物価上昇率および貯蓄利回り (試算)」参照。

第4-2図 所得階級別貯蓄物価上昇率および貯蓄利回り

第4-2図 所得階級別貯蓄物価上昇率および貯蓄利回り
(昭和45～54年平均年率)



資料出所 労働省労政局労働経済課試算

(注) 参考資料4-1 「貯蓄物価上昇率および貯蓄利回り(試算)」参照。

〔4208〕一方、貯蓄の利回りを預貯金の形態に応じた利回りを適用することによって試算すると、勤労者世帯全体では年々変動はあるものの、おおむね6～7%程度で安定している。

しかし、貯蓄の利回りは所得階層間で異なっており、高所得層ほど高い利回りになっている。これは、家計は貯蓄を預貯金、生命保険や有価証券など、いくつかの異なる形態で保有しているが、その保有形態は所得階層によってかなり違いがみられるからである。低所得層では貯蓄現在高が少ないこともあって、確実性はあるが貯蓄利回りの低い通貨性預金や生命保険の保有割合が高く、高所得層ほど危険性はあるが貯蓄利回りの高い有価証券の保有割合が高いことによる。年齢別では、有価証券の保有割合が高い40歳台で貯蓄利回りが高い。

〔4209〕貯蓄利回りをさきの貯蓄物価と対比させてみると、46年以降では株式価格が急上昇した47年と物価が安定した53年、54年に貯蓄利回りが貯蓄物価の上昇率を上回ったに過ぎない。45年から54年までの9年間の年平均でみると、貯蓄物価の上昇率は10.0%で貯蓄利回りの6.7%を大きく上回っている。

〔4210〕「貯蓄に関する世論調査」によって年齢別の貯蓄動機の変化をみると、高年齢層では長期的には「土地、家屋の新增改築、修理のため」、「子供の教育費や結婚資金のため」の割合が低下し、「老後の生活のため」の割合が高まっている。

このように、高年齢層の貯蓄動機として「老後の生活のため」とする割合が高まる傾向にあり、また「定年到達者調査」によって退職金の使途をみても、同じような傾向がうかがわれる。定年退職者にとっては、退職金の実質購買力の維持、保全が重要な関心事である。

〔4211〕さきに試算した貯蓄物価(60歳台)と貯蓄利回り(60歳台)を用いて退職金の実質価値の推移をみると、最近の物価安定を反映して、52年以降の退職者については、貯蓄利回りが貯蓄物価の上昇率を上回って実質価値が保全されているが、51年以前の退職者については、退職金の実質価値の低下が生じている。とくに48年以前の退職者については、第1次石油危機後の大幅な物価上昇を経過したこともあって、退職金の実質価値はかなり低下している(付属統計表第4-4表)。

〔4212〕貯蓄の減価が問題となる一方で、一部の勤労者については、負債現在高が貯蓄現在高を上回っており、物価上昇に伴う所得上昇によって負債の返済負担が軽減されている。

長期的にみると、負債を保有する世帯は増えており、40年の35%から54年には51%とほぼ半数の世帯が負債を保有していて、一世帯当たりの負債保有高は149万円となっている。また、負債を保有する世帯の1世帯当たりの平均負債保有高は292万円で、そのほとんどは住宅、土地購入のための負債である。とくに負債額が大きいのは、高所得

層と最近持家を建築した世帯である。

〔4213〕 負債現在高が貯蓄現在高を上回る世帯の割合は、勤労者世帯全体では18.9%であるが、中高所得層ではもっと高い。また持家の建築時期が新しい世帯ほど高く、54年に建築した世帯では90.3%にも及んでいる。

〔4214〕 物価上昇と負債との関係については、負債の原因となった財の価格が上昇すれば資産価値が上昇するから、負債の実質的減価が生ずると考えられる。

しかも、現実には物価上昇に伴って賃金が増加しており、ならしてみれば消費者物価の上昇を上回る賃金の上昇となっている勤労者世帯は少なくない。このような層にとっては、所得の上昇を通じて借入金返済負担が軽減されたと考えられる。48年、49年にみられた所得の大幅上昇は、それ以前に住宅を建築した世帯の借入金返済負担を大幅に軽減した。

〔4215〕 一般的には、賃金の上昇は実質賃金の上昇につながるが、一方、賃金の上昇率が労働生産性の上昇率を上回れば、物価上昇要因となる。そして物価が増加すれば貯蓄の実質利回りを低下させる。したがって、勤労者世帯にとって、賃金上昇の得失は、それによって生ずる実質賃金の上昇と貯蓄の実質利回りの低下に伴う損失との関係によって決まってくる。

〔4216〕 54年でみて、勤労者世帯は平均で年間収入の約60%に相当する純貯蓄(貯蓄現在高 - 負債現在高)を保有している。賃金上昇はそれに見合う年間収入の増加をもたらすが、他方、賃金上昇に伴う物価上昇があれば、純貯蓄の実質利回りの低下をもたらすことになる。勤労者世帯平均でみると、賃金上昇による実質賃金の増加分が実質利回りの低下による実質貯蓄の減価分を上回るのは、他の条件が一定であるとすれば、物価上昇率が賃金上昇率の60%程度以内である場合だと試算される(参考資料4-2.「賃金、物価および貯蓄の関係」参照)。

したがって、多くの勤労者にとっては、賃金上昇率が物価上昇率を上回り実質賃金が増加するとしても、実質利回りの低下を考慮すると必ずしも賃金上昇率が高いほど有利だということではない。

世帯主の年齢別にみると、高年齢世帯ほど年間収入に対する貯蓄現在高の割合が高いため、実質利回り低下の影響を大きく受けることになる(第4-3図)。また、同一年齢層でも、負債の多寡などによって実質利回り低下の影響は異なる。

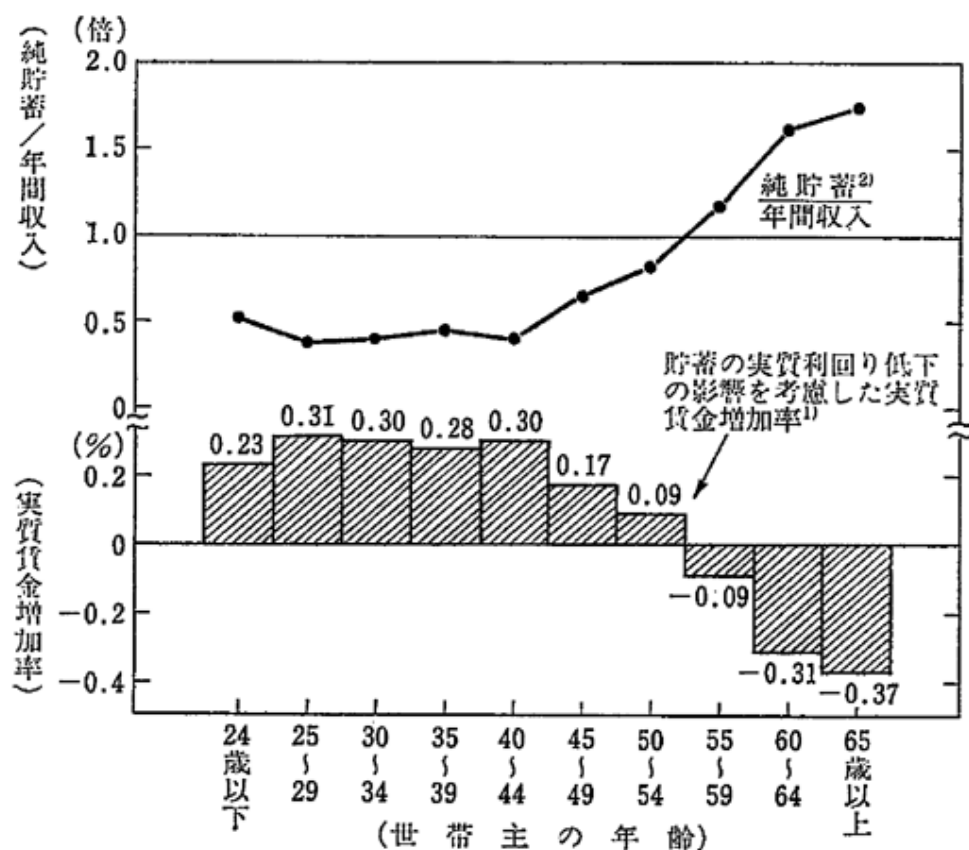
〔4217〕 長期的にみると、年間収入に対する貯蓄現在高の割合は、40年の83%から54年には97%へと高まっているが、他方、この間において、年間収入に対する負債現在高の割合も8%から36%へと上昇している。このため貯蓄から負債を差引いた純貯蓄の年間収入に対する割合は、40年の75%から54年には61%へと低下してきており、長期的には物価上昇による実質利回り低下の影響がわずかながら緩和されている。

以上のように、物価上昇は貯蓄の減価を通じて勤労者生活の安定を損なうほか、負債の返済負担の軽減を通じて勤労者世帯間の利害の不一致や不均衡、不公平を促進するといった問題をもたらしている。

第4-3図 賃金上昇の年齢別得失

第4-3図 賃金上昇の年齢別得失

(追加的に賃金が1%上昇し、その結果物価が0.5%上昇した場合)



資料出所 労働省労政局労働経済課試算

(注) 1) 賃金が1%上昇し、その結果物価が0.5%上昇した場合、貯蓄の実質利回り低下の影響を考慮した実質賃金の増加率である。

2) 純貯蓄とは貯蓄現在高から負債現在高を差引いたものである。

3) 金利の水準は変わらないものとしている。

4) 参考資料4-2.「賃金、物価および貯蓄の関係」参照。

Ⅱ わが国経済社会の条件変化と労働経済の課題

4 勤労者生活の動向と労働時間問題

(2) 物価上昇と勤労者家計

2) 住宅確保の困難化

〔4218〕物価上昇の第2の問題は、住生活の改善意欲が強い勤労者世帯の住宅取得を困難にすることである。50年から53年にかけて、消費者物価の上昇を下回る安定を示していた地価と標準建築費は、54年に入って消費者物価の上昇を大幅に上回る上昇となった。

〔4219〕国土庁調べによれば、住宅地価の上昇率は51年、52年と消費者物価の上昇率を下回ったが、53年に入ってしだいに高まり、54年に入ってから一段と高くなった。地価公示によって1年間の地価上昇率をみると、53年には3.3%であったが、54年には6.5%、55年には12.3%となった。とくに住宅問題が深刻な三大都市圏では55年には16.3%の上昇となった。

標準建築費の上昇率をみても、50年から53年までは年2～3%台で消費者物価の上昇率を下回る安定を示したが、54年に入ってから卸売物価が急騰したことによって高まり、前年同期比上昇率は7～9月に13.0%、10～12月に14.7%となった。

〔4220〕このような状況に加えて、54年から55年にかけて住宅ローンの金利が引上げられるなど金融面からの影響もみられた。住宅ローン金利は、53年4月に年7.62%と過去最低となったあと、54年6月、9月、55年4月、5月と4回にわたって引上げられ8.88%となった。

住宅金融公庫「一般個人住宅建設資金利用者調査」によれば、公庫資金を利用して持家を建築(購入)した場合、建築工事費のうち借入金に依存する割合は、45年の59.3%から54年には71.0%へと高まっており、住宅ローン金利の引上げは、借入金返済負担を一段と高めることになる。54年から55年にかけての4回の利上げによって、借入金500万円、20年均等返済の場合で、月々の返済額は、利上げ前の40,647円から利上げ後には44,601円への増加となる。

〔4221〕大都市圏では、土地価格の高騰からしだいに一戸建て住宅の取得が難しくなっているが、他方、交通の便が重視されることもあって、住宅需要がいわゆるマンションなどの中高層集合住宅に移る傾向がみられる。

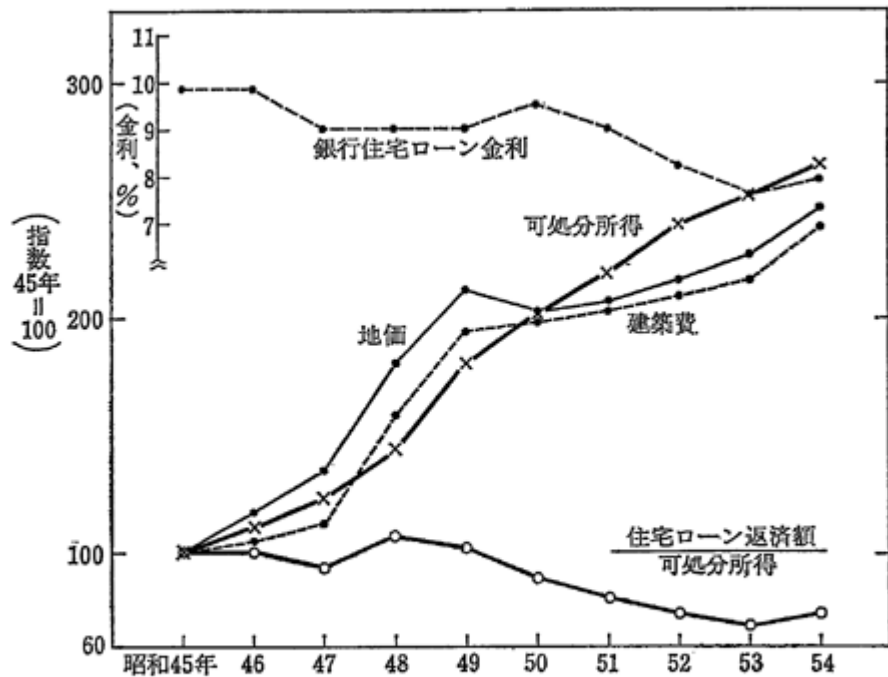
総理府統計局「住宅統計調査」によれば、48年から53年までの住宅増加数の44%は中高層住宅を主体とする共同住宅であり、首都圏をとると、その割合は49%となっている。しかし、54年にはマンションなどの中高層住宅の価格も急騰した。不動産経済研究所「全国マンション市場動向」によって首都圏のマンションの価格動向をみると、54年の1戸当たり平均価格は1,992万円で前年比16.4%(1m²当たりでは9.8%)の上昇であった。とくに10～12月についてみると、2,190万円で前年比24.0%(同13.9%)の上昇となって、中高層住宅の購入条件もまた厳しくなっている(付属統計表第4-5表)。

〔4222〕いま、地価、建築費、金利、住宅金融公庫融資条件、家計収入、家計貯蓄などの条件を折込んで借家・借間世帯が一定規模の住宅を購入する場合の住宅ローン返済負担率(月々の可処分所得に占める返済額の割合)を試算してみると、45年を100として54年には73と長期的には低下している(第4-4図)。これは、45年以降、可処分所得の増加率が地価や建築費の上昇率を上回ったこと、金利が低下傾向にあったこと、公庫の貸付限度の拡充がみられたことなどの事情による。しかし、54年から55年にかけての動きをみると、金利の反転上昇のほか、所得増加を上回る地価、建築費の上昇がみられたため返済負担率はやや上昇してきている。

〔4223〕厚生省「国民生活実態調査」(54年9月)によると、51%の世帯で現在住んでいる住宅について不満があるとしている。また、総理府広報室「国民生活に関する世論調査」によれば、今後生活のうえでとくに力を入れたい面として住生活をあげる者が最も多い。このように、住生活についての改善意欲が強いなかで、所得の増加を上回って住宅取得費が上昇すれば、勤労者の生活設計に影響を及ぼすこととなろう。

第4-4図 住宅取得関連指標の推移

第4-4図 住宅取得関連指標の推移



資料出所 労働省労政局労働経済課試算

(注) 参考資料4-3「住宅ローン返済負担の試算」参照。

II わが国経済社会の条件変化と労働経済の課題

4 勤労者生活の動向と労働時間問題

(2) 物価上昇と勤労者家計

3) 世帯類型別にみた物価上昇の影響

〔4224〕物価上昇の第3の問題は、その影響が勤労者各層ごとに異なることである。生活必需的品目の価格上昇が相対的に高ければ、生活必需的支出の割合が高い低所得層への影響が大きくなる。

年間収入五分位階級別消費者物価指数によって、53年の消費者物価上昇率を所得階級ごとにみると、所得階層間に目立った差はなく、いずれの階層でも4%前後の上昇となっている。しかし、これを五大費目別の上昇寄与度でみると、低所得層では食料の上昇寄与度が大きいのに対し、高所得層では雑費の上昇寄与度が大きい(付属統計表第4-6表)。

このことは、食料の上昇率が高まると低所得層への影響が相対的に大きく、雑費の上昇が大きいと高所得層への影響が大きいことを示している。

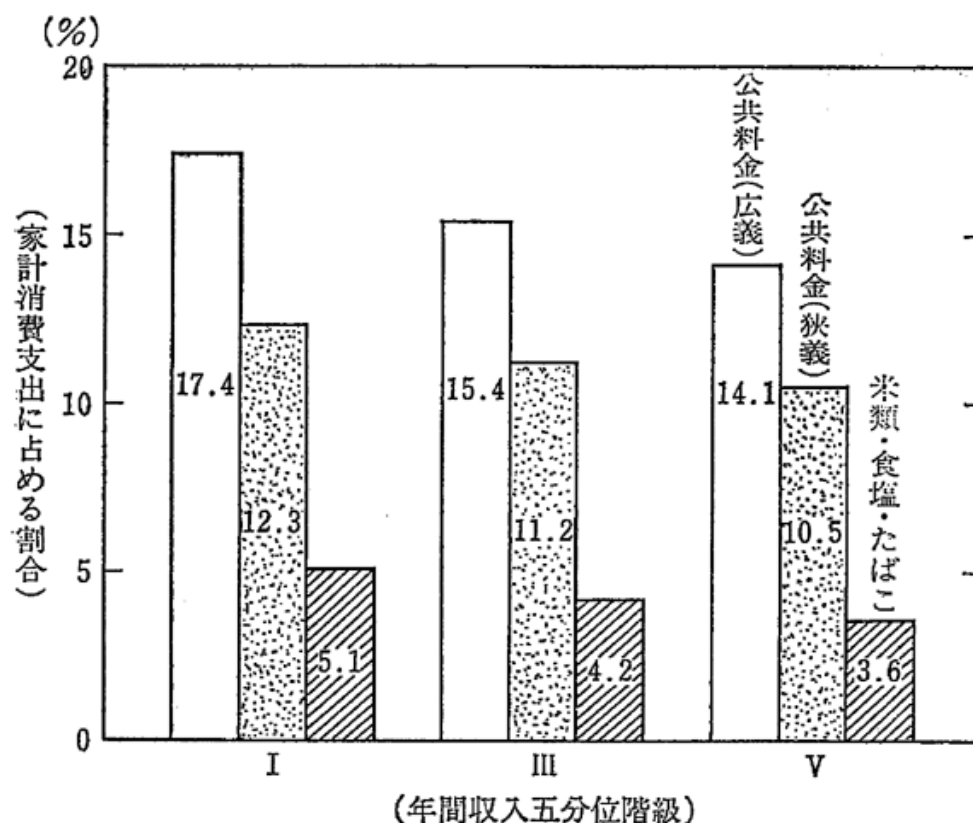
公共料金関連品目に対する支出割合をみると、低所得層ほど高く、第I五分位階級では17.4%であるのに対し、第V五分位階級では14.1%である。このことは、公共料金の上昇によって低所得層に相対的に大きな影響が及ぶことを示している(第4-5図)。

〔4225〕物価上昇の内容によって個々の勤労者世帯への影響は異なるうえに、勤労者世帯それぞれにおける所得増加の程度(賃金上昇)も必ずしも一様ではない。相対的に賃金上昇が小さい世帯、とりわけ賃金上昇が物価上昇を下回る世帯にはより大きな影響が及ぶことになる。「賃金引上げ等の実態に関する調査」によって、各年の消費者物価上昇率と賃上げ率の分布を比較すると、高度成長期にはおおむね各企業で物価上昇を大幅に上回る賃金引上げが実現し、物価上昇を下回る賃上げとなった企業の割合は5%程度にすぎなかった。しかし、48年以降の物価高騰時には、折からの景気後退の影響もあって物価上昇率を下回る賃上げ率となった企業の割合が高まり、50年にはその割合は36%に達した(第4-6図)。

その後は物価の安定とともに再び賃金上昇率が物価上昇率を下回る企業の割合は低下してきている。賃金上昇に企業間の差があるなかで物価の上昇が大きくなると、賃金上昇が物価上昇を下回る家計が現われる可能性があるといえる。

第4-5図 公共料金支出額の家計消費支出に占める割合

第4-5図 公共料金支出額の家計消費支出に占める割合
(全国, 勤労者世帯, 昭和53年)



資料出所 総理府統計局「消費者物価指数」, 「家計調査」

- (注) 1) 公共料金(狭義)とは, 消費者物価指数(特殊分類)の公共料金指数に該当する品目のことで具体的には, 公営家賃, 水道料, 電気・ガス代, 診察料, 入院費, 入浴料, 清掃代, 私鉄・国鉄運賃, バス代, タクシー代, 航空運賃, 郵便料, 電報料, 通話料, 高速自動車国道料金, 公立高校・国立大学授業料, 公立幼稚園保育料, 放送受信料, 印鑑証明手数料, 戸籍抄本手数料, 自動車免許手数料をいう。
- 2) 公共料金(広義)とは, 公共料金(狭義)に米類, 食塩およびたばこの小売価格を加えたものをいう。

Ⅱ わが国経済社会の条件変化と労働経済の課題

4 勤労者生活の動向と労働時間問題

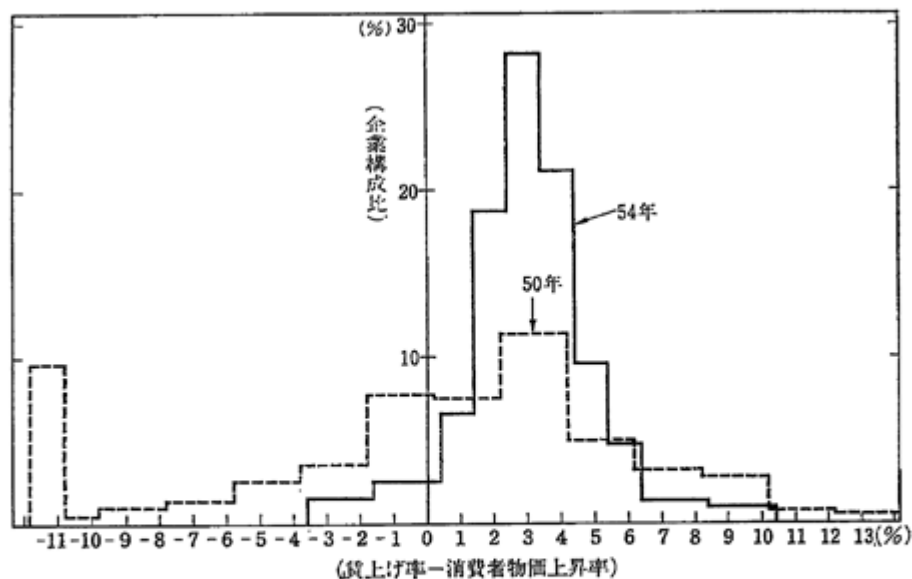
(2) 物価上昇と勤労者家計

4) 物価上昇に対する家計の対応

〔4226〕物価上昇に対して、勤労者家計はそれなりの対応を進めている。1つは、全体として消費の抑制が行われる。

第4-6図 賃上げ率と消費者物価上昇率の差の企業構成比

第 4-6 図 賃上げ率と消費者物価上昇率の差の企業構成比



資料出所 労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」
総理府統計局「消費者物価指数」

「貯蓄に関する世論調査」(54年7月)によって、物価に対する消費者の意識をみると、物価が高騰した場合に貯蓄をふやすか消費をふやすかについては、「どちらともいえない」とする世帯が42.0%を占めているが、「先行き不安だから貯蓄を一層ふやす」とする世帯は48.8%で、「貯蓄するより消費をふやす」とする世帯の9.3%を大幅に上回っている。

〔4227〕48年から49年にかけて消費者物価が高騰したが、それに伴って勤労者世帯の消費性向は48年の77.5%から49年の75.7%へとかなりの低下をみた。その後物価がしだいに鎮静化するにつれて消費傾向は緩やかに上昇しているが、これはうえにみたような消費者行動を反映したものといえよう。経済企画庁「消費動向調査」によって消費者態度指数をみても、長期的にほぼ同様の傾向がみられる。

〔4228〕 2つは、個別品目ごとにみると、物価上昇率の高いものの購入を控え、相対的に物価上昇率の低いものの購入を増やすという行動がとられる。野菜、生鮮魚介、果物といった費目について、それぞれのグループごとに物価上昇率と購入数量増加率を対比させると、価格上昇率の高い品目の購入量が減少し、価格上昇率の低い品目の購入量が増加するといった品月間の消費代替行動が現われる(第4-7図)。

各費目で同様の傾向がみられるが、生活必需的費目では随意的費目に比べてこうした代替行為が小さくしか現われない。

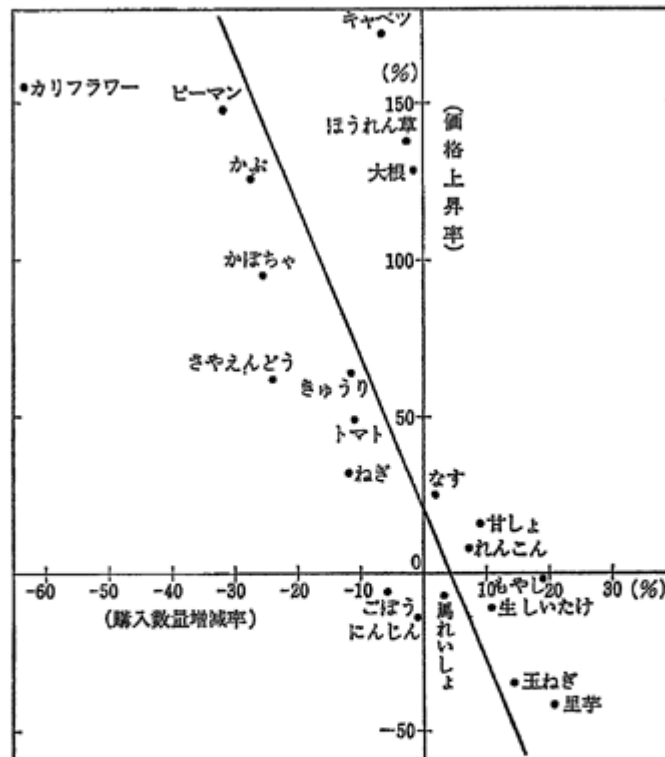
〔4229〕 3つは、低価格店からの購入が増加することである。国民生活センター「国民生活動向調査」によれば、物価上昇に対する自衛手段としては、「無駄買いをせず買ったものは最後まで使う」(複数回答,53%)が最も多いが、次いで「安いものを買うため多少遠くても安い店を選んで買っている」(同28%)をあげる世帯が多い。

〔4230〕 総理府統計局「全国物価統計調査」によって、同一銘柄についてスーパーチェーン店の価格と一般小売店の価格を比較すると、生鮮魚介、野菜、乾物などでは一般小売店の方が安い銘柄が多いが、肉類、乳卵、加工食品、果物、衣料、身の回り品などではスーパーチェーン店の方が安い銘柄が多く、全体としてスーパーチェーン店で安い品目が多い(付属統計表第4-7表)。

47年から51年にかけての販売数量の増加率をみると、一般小売店全体では12%増にとどまっているのに対し、スーパーチェーン店では34%の増加となっている。この増加率の相違は、主として価格に対して敏感な消費者が、相対的に価格が低いスーパーチェーン店を多く利用したことによると考えられる。

第4-7図 野菜の価格上昇率と購入数量増減率の関係

第 4-7 図 野菜の価格上昇率と購入数量増減率の関係
(全国, 全世帯, 昭和54年12月)



資料出所 総理府統計局「家計調査」,「消費者物価指数」

(注) 図中の直線は次式による。

$$(\text{数量増減率}) = 4.26 - 0.206 \times (\text{価格上昇率})$$

$$(-4.40)$$

$$(\bar{R} = 0.692 \quad S = 14.3 \quad DW = 2.11)$$

なお, 増減率, 上昇率はいずれも対前年同月比である。

Ⅱ わが国経済社会の条件変化と労働経済の課題

4 勤労者生活の動向と労働時間問題

(3) 高年齢勤労者世帯の家計

〔4301〕中高年齢労働者の増加とともにその雇用と生活の安定が課題となっている。第3章で述べたように、最近定年年齢が相対的に低い大企業を中心に60歳まで定年年齢を延長する動きがみられ、50歳台後半層の雇用の安定が図られる傾向にある。しかし、定年の延長とともにこれまでの年齢、勤続に応じて上昇する賃金体系の見直しが進み、生計費がかさむ40歳台から50歳台前半層の勤労者家計に影響が及ぶことが考えられる。また、60歳以降とくに60歳台前半層については、勤労収入への依存度がなお高く、この年齢層の雇用と生活の安定が重要な課題である。

Ⅱ わが国経済社会の条件変化と労働経済の課題

4 勤労者生活の動向と労働時間問題

(3) 高年齢勤労者世帯の家計

1) 年齢別家計収支の状況

〔4302〕総理府統計局「家計調査」によって、勤労者世帯の家計収入を世帯主の年齢別にみると、実収入は年齢が高まるにつれて上昇し、50～54歳層をピークに低下する。これは、世帯主収入が50～54歳層まで年齢とともに上昇するほか、妻の収入が50歳前後まで増加していくことなどによる。

実収入に占める世帯主収入の割合は、35～39歳層までは高まり、35～39歳層では89%を占めるが、40～44歳層以降は妻の収入や他の世帯員収入の割合が高まることによってしだいに低下し、50～54歳層では79%となる。

また、その後は世帯主収入の水準自体が低下するほか、社会保障給付の割合がしだいに高まることによってさらに低下する。

〔4303〕やや長期的にみると、世帯主収入の割合はあまり変化がみられないが、妻の収入の割合は高まる傾向にあり、とくに45～49歳層から55～59歳層にかけて上昇が大きい。世帯人員の減少から他の世帯員収入の割合は低下している。また、60歳以上層については、社会保障給付の割合が高まっている。

〔4304〕家計消費支出は年齢が高まるにつれて上昇し、50歳前後でピークに達してその後は低下する。年齢別にみた世帯の消費内容は、所得の上昇と世帯属性の変化に応じて変わるが、世帯形成の初期には住居費、食費の割合が高く、年齢が高まるにつれて被服費、雑費の割合が高まってくる。とくに中高年齢層世帯では教育関係費が大きな割合を占める。55～59歳層以降では消費支出は減少するが、そのなかで交際費は減少しない。世帯主収入と消費支出との関係を見ると、55～59歳層までは世帯主収入が消費支出を上回るが、60～64歳層では消費支出が世帯主収入を上回る。

〔4305〕一消費支出について、ほぼピークとなる50歳を100として、その後どのように変化するかをみると、55～59歳層では88.4、60～64歳層では76.6となる。他方、世帯主収入は、50歳を100として55～59歳層は83.0、60～64歳層は60.8となり、世帯主収入の低下が大きい。60～64歳層では、世帯主収入の水準は消費支出の水準を下回ることになる。このような事態に家計がどのように対応しているかをみると、55～59歳層では主として他の世帯員収入の増加で、また60～64歳層では他の世帯員収入の増加と社会保障給付の増加で補い、他方、支出面では金融資産の増加が小さくなって、消費性向が高まっている。

II わが国経済社会の条件変化と労働経済の課題

4 勤労者生活の動向と労働時間問題

(3) 高年齢勤労者世帯の家計

2) 所得階層別家計収支の状況

〔4306〕世帯主の年齢別にみた家計消費支出は,以上のように50歳前後をピークとして山型のカーブを描く。これは,中高年齢層世帯ほど収入の水準が高まることのほか,教育関係費,その他の家計支出がかさむといった事情による。そこで,収入の水準の違いによる家計支出面への影響を取り除くため,世帯主の定期収入がほぼ等しい世帯をとり出して,その家計収支が年齢とともにどのように変化していくかをみてみよう。

〔4307〕中所得層(第II,III,IV五分位の平均)について,世帯主の年齢別にみると,妻の収入は世帯主の年齢が30歳台になるとしだいに増加し,45～49歳層でピークとなり以後減少していく。世帯主収入に対する妻の収入の比率は,30～34歳層では5.5%であるが,45～49歳層では15.8%に達する(第4-8図)。

このような推移は,年齢が高まるにつれて育児負担が軽減されること,また中高年齢層世帯ほど生計費がかさむため妻の有業率が高まることによるとみられる。

〔4308〕また,世帯主の年齢が高まるとともに子供の有業化が進むことによって,他の世帯員収入は45～49歳層以降急速に増加していき,世帯主収入に対するその比率は,45～49歳層では5.2%,50～54歳層では13.1%,55～59歳層では19.8%,60～64歳層では19.2%となる。

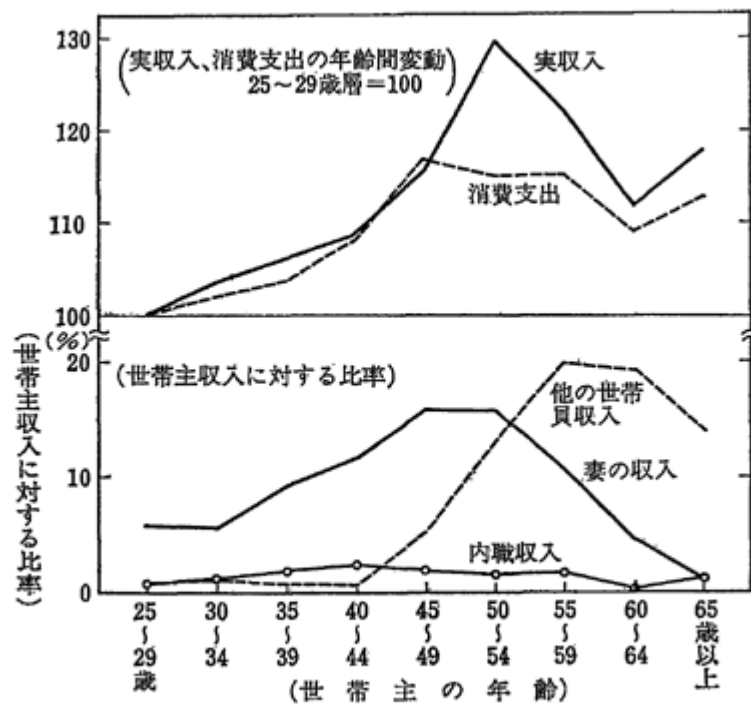
以上の結果,世帯主収入の水準は変わらないものの,家計実収入では25～29歳層を100として45～49歳層では116,ピークとなる50～54歳層では129,55～59歳層では122,60～64歳層では112となる。

〔4309〕消費支出の水準も年齢間で異なっている。消費支出は50歳前後までは年齢が高くなるとともにしだいに高まり,25～29歳層を100とするとピークとなる45～49歳層では117,50～54歳層と55～59歳層では115,60～64歳層では109となる。年齢間の消費構造の差を消費支出構成比によってみると,食料費,光熱費,被服費の割合は,世帯人員の増加とともに高まり,食料費,光熱費は世帯人員がピークとなる40～44歳層,また被服費の割合は45～49歳層をピークとして低下していく。

住居費については,家具什器支出の割合は年齢間で差がみられないが,年齢が高まるにつれて持家比率が上昇することによる家賃地代負担の減少から,年齢の上昇とともに住居費全体の割合は低下する。雑費の割合は40～44歳層まで低下していくが,その後は上昇する。40～44歳層までの低下は,保健医療費,自動車等関係費,こづかい等の占める割合の低下によるもので,その後の上昇は交通通信費,こづかい等,交際費の占める割合の上昇による。また,教育関係費の約50%を占める教育費(授業料)の割合は45～49歳層まで高まっていき,遊学仕送り金が約80%を占める仕送り金の割合は45～49歳層から55～59歳層にかけて高くなる(付属統計表第4-8表)。

第4-8図 年齢間で世帯主定期収入の差がない場合の年齢間家計収支

第4-8図 年齢間で世帯主定期収入の差がない場合の年齢間家計収支



資料出所 総理府統計局「家計調査」特別集計（53年）

〔4310〕世帯主の年齢別にみた家計収支は、年齢が高まるにつれて所得格差、支出格差が広がり、若年層よりは中年層、中年層よりは高年層で格差が大きいという特徴がみられる。

世帯主の定期収入の低い世帯から高い世帯を順にならべ5等分することによって得られる定期収入五分位階級を各年齢層ごとに作り、各年齢層内の格差をみると、世帯主収入は、高所得層である第V五分位は低所得層である第I五分位に対して、25～29歳層の2.7倍から50～54歳層では4.7倍に、また60～64歳層では7.7倍へと広がっている。同じく消費支出についてみても、25～29歳層の1.5倍から50～54歳層では1.9倍、60～64歳層でも1.9倍と、年齢が高まるにつれて格差は拡大する傾向にある。しかし、消費支出格差は収入格差よりも小さい（付属統計表第4-9表）。

〔4311〕このように、中高年齢層世帯ではかなりの所得格差がみられるが、中高年齢層の低所得層は、他の所得層との間の所得格差にどのように対応しているかをみてみよう。

45～49歳層世帯について、中所得層である第III五分位と低所得層である第I五分位を比べると、実収入の差のすべてが消費支出の差となって現われるのではない。実収入差の16%は税、社会保障費などの非消費支出の差となり、44%は貯蓄純増、借金純減などの黒字の差となるので、消費支出の差は40%となっている（付属統計表第4-9表）。

一方、高所得層では中所得層との間にみられる実収入差をどのように処分しているかをみると、50%ほどが消費支出の差となっており、他の年齢層と比べて黒字の差の占める割合は小さい。

以上のように、各所得階層間の実収入差の多くが黒字差となっている結果、高所得層ほど消費性向が低く、黒字率が高くなっている。黒字差の内訳をみると、ほとんどは金融資産純増の差であるが、また土地家屋等のローン返済の差もみられる（付属統計表第4-9表）。

〔4312〕一所得格差の広がる中高年齢層について、所得階層間の所得構成の差を実収入構成比でみると、高所得層ほど世帯主収入の占める割合が高く、低所得層ほど妻の収入、他の世帯員収入、事業内職収入の占める割合が高い（付属統計表第4-9表）。

55～59歳層についてみると、実収入に占める世帯主収入の割合は第V五分位では83%となっているのに対し、第I五分位では52%に過ぎず、他の世帯員収入と妻の収入を合わせたものの割合が30%強に達してい

る。また、同じく60～64歳層についてみると、世帯主収入の割合は、第Ⅴ五分位では82.4%となっているが第Ⅰ五分位では36.6%と家計収入の3分の1強に過ぎない。第Ⅰ五分位では、妻の収入と他の世帯員収入の占める割合を合わせると、世帯主収入の割合にほぼ等しくなっている(第4-1表)。

このように55～59歳層以降、とくに低所得層では世帯主収入の低下が大きいことから妻の収入と他の世帯員収入とりわけ後者への依存度が高まる。

〔4313〕各年齢層内の所得階層間における消費支出の差を第Ⅲ五分位を基準としてみると、消費支出の差の60～70%が雑費の差である。また雑費の内訳では教養娯楽費、交際費、こづかい等といった費目での差が大きい。とくに教育関係費負担がかさむ45～49歳層、50～54歳層についてみると、教育関係費の約50%を占める授業料には所得階層間の差はほとんどみられず、遊学仕送り金が約80%を占める仕送り金の支出金額にはかなりの差がみられる(付属統計表第4-9表)。

第4-1表 60～64歳層世帯の家計収入

第 4-1 表 60～64歳層世帯の家計収入 (単位 %)

項 目	世帯主の定期収入五分位階級				
	第Ⅰ分位	第Ⅱ分位	第Ⅲ分位	第Ⅳ分位	第Ⅴ分位
実 収 入 (実額：円)	100.0 (129,779)	100.0 (187,963)	100.0 (232,737)	100.0 (252,855)	100.0 (441,325)
勤 め 先 収 入	73.0	82.1	84.0	92.3	93.8
世 帯 主 収 入	36.6	58.0	60.8	77.1	82.4
妻 の 収 入	5.7	9.2	4.9	2.9	2.0
他 の 世 帯 員 収 入	30.7	15.0	18.2	12.3	9.4
事 業 内 職 収 入	3.2	4.7	2.4	1.1	2.9
他 の 実 収 入	23.8	13.2	13.6	6.5	3.3
社 会 保 障 給 付	13.7	9.0	7.2	2.8	1.2

資料出所 総理府統計局「家計調査」特別集計(53年)

(注) 1) 60～64歳層勤労者世帯を世帯主の定期収入により五分位階級別に集計した。

2) 付属統計表第4-9表参照。

II わが国経済社会の条件変化と労働経済の課題

4 勤労者生活の動向と労働時間問題

(4) 労働時間をめぐる問題

〔4401〕労働時間の短縮は、昭和50年代後半のわが国労働経済の1つの課題である。完全週休2日制の普及を中心とした労働時間の短縮は、単に勤労者福祉の向上のためのみならず、わが国が先進国の一員として国際社会に伍していくためにも必要である。また、安定成長下でともすれば緩みがちな労働力需給の改善のために、労働時間の短縮が雇用機会の確保に及ぼす意義は小さくないと思われる。

54年8月に閣議決定をみた「新経済社会7ヵ年計画」と「第4次雇用対策基本計画」では、60年を目途として、週休2日制を含め労働時間の水準が欧米先進諸国なみの水準に近づくよう努めるとしている。

II わが国経済社会の条件変化と労働経済の課題

4 勤労者生活の動向と労働時間問題

(4) 労働時間をめぐる問題

1) 労働時間の現状

〔4402〕「賃金労働時間制度総合調査」によって制度的な労働時間の水準をみると、54年には、調査産業計で年間所定労働日数は272.2日となっている。年間休日日数は92.8日で、その内訳は週休日数が76.3日、祝日、年末年始休暇などの週休以外の休日日数が16.5日となっている。年次有給休暇付与日数は13.1日であるから、労働者が制度上働くことになっている日数は年間所定労働日数からこれを差引いた259.1日となる(第4-9図、付属統計表第4-10表)。

1日当たりの所定労働時間は7時間39分、したがって年間所定労働時間は2,082時間であり、これから年次有給休暇付与分を差引くと1,982時間となる。

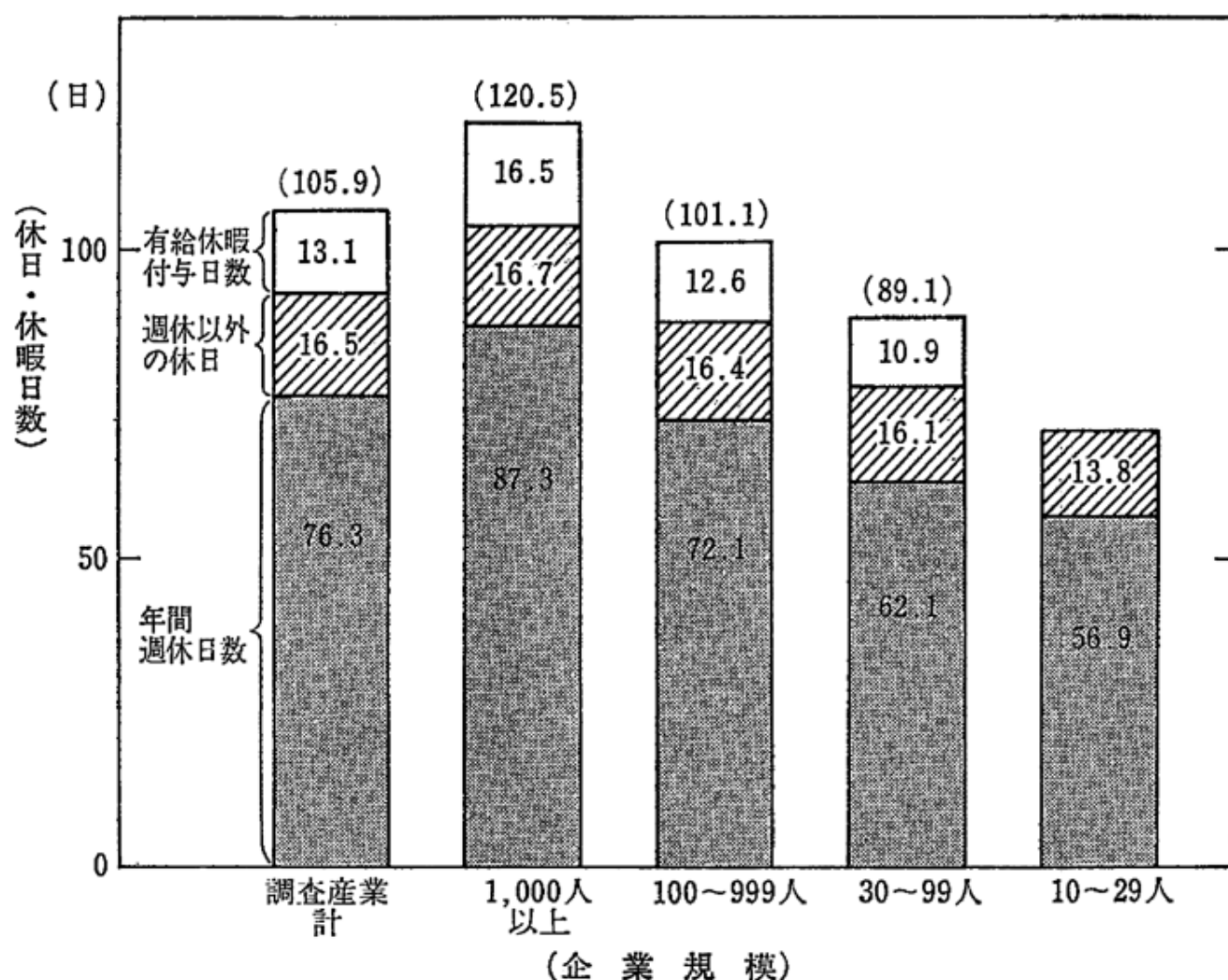
〔4403〕企業規模別に年間所定労働日数をみると、大企業ほど少なく、1,000人以上規模261.0日、100～999人規模276.5日、30～99人規模286.8日、10～29人規模294.3日となっており、大企業と中小企業との間には30日前後の差がある。これを年間所定労働時間でみると、1,000人以上規模では1,975時間、100～999人規模では2,115時間、30～99人規模では2,227時間、10～29人規模では2,305時間となっていて、大企業と中小企業との間には300時間程度の差がある。年間所定労働日数にこのように規模間の差が大きいのは大企業ほど週休日数が多いからで、週休以外の休日には差がみられない。また、年間所定労働日数から年次有給休暇付与日数を差引くと、大企業ほど年次有給休暇付与日数が多いこともあって、規模間の差はさらに広がる(付属統計表第4-10表)。

〔4404〕産業別にみると、年間所定労働日数が少ない産業としては、製造業、金融・保険業、電気・ガス・水道・熱供給業、多い産業としては、鉱業、建設業、運輸・通信業、サービス業があげられる。製造業の業種別では、化学、石油・石炭、電気機器、輸送用、機器で少なく、木材・木製品、家具、なめし皮が多い。

産業間、業種間の労働時間の差は、各産業、各業種の企業規模構成の差による面が大きい。製造業各業種の年間所定労働時間の水準と各業種の規模構成比との間には、密接な関係がみられる(第4-10図)。

第4-9図 年間休日・休暇日数

第4-9図 年間休日・休暇日数（労働者ベース，昭和54年）



資料出所 労働省「賃金労働時間制度総合調査」，「小規模企業労働条件実態調査」

（注） 1） 年間週休日数は週休1日制（52日），週休1日半制（78日），月1回週休2日制（64日），月2回週休2日制（76日），隔週週休2日制（78日），月3回週休2日制（88日），完全週休2日制（104日）として，週休制の形態別労働者数を用いて算出した。

2） 週休以外の休日はそれがない企業をも含めた平均日数である。

3） 年次有給休暇付与日数は，勤続年数別年次有給休暇日数および勤続年数別労働者数（「賃金構造基本統計」）から推計した。

4） 調査産業計は30人以上規模である。

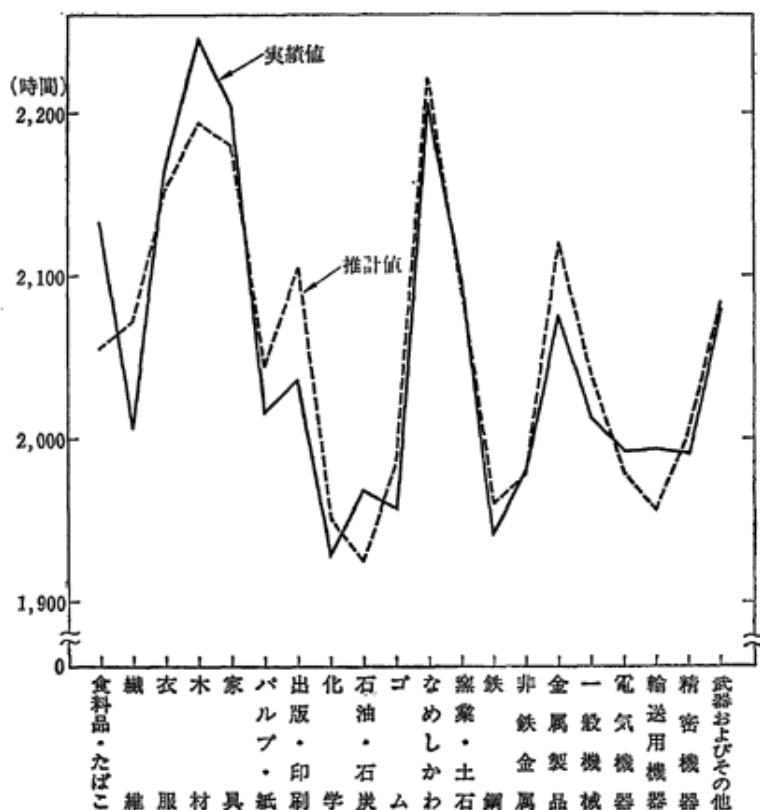
5） 10～29人規模は52年，また年次有給休暇付与日数は推計していない。

〔4405〕 次に，「毎月勤労統計」によって男子労働者の実労働時間の水準をみると，54年には年間出勤日数265.2日，年間実労働時間2,176時間となっている。また，年間実労働時間を所定内と所定外に分けると，所定内労働時間は1,976時間，所定外労働時間は199時間となっている。

製造業の男子生産労働者についてみると，年間実労働時間は2,204時間，所定内労働時間は1,944時間，所定外労働時間は260時間である。年間実労働時間を規模別にみると，1,000人以上規模では2,108時間であるのに対し，30～99人規模では2,336時間で，規模間で228時間の差がある（付属統計表第4-11表）。

第4-10図 業種別年間所定労働時間の実績値と推計値

第4-10図 業種別年間所定労働時間の実績値と推計値



資料出所 労働省「賃金労働時間制度総合調査」(53年)

(注) 1) 年間所定労働時間は週当たり所定労働時間×52週である。

2) 推計値は次式による。

$$H = 1907.7 + 6.565P \quad (\bar{R} = 0.927 \quad S = 35.4 \quad DW = 1.43) \\ (10.8)$$

H: 年間所定労働時間

P: 30人以上規模の労働者に占める30~99人規模労働者の割合

〔4406〕 このように、実労働時間は労働者間でかなりの差がみられる。製造業の男子労働者について、53年6月における総実労働時間階級別労働者分布をみると、180~209時間帯に約42%の労働者が集中しているが、250時間を超える者も5.0%いる。250時間を超える者の割合は、1,000人以上規模では2.0%であるのに対し、10~29人規模では8.2%と小企業で高い(第4-11図)。この割合は、他の産業では鉱業、建設業でそれぞれ10%、運輸・通信業では15%である。

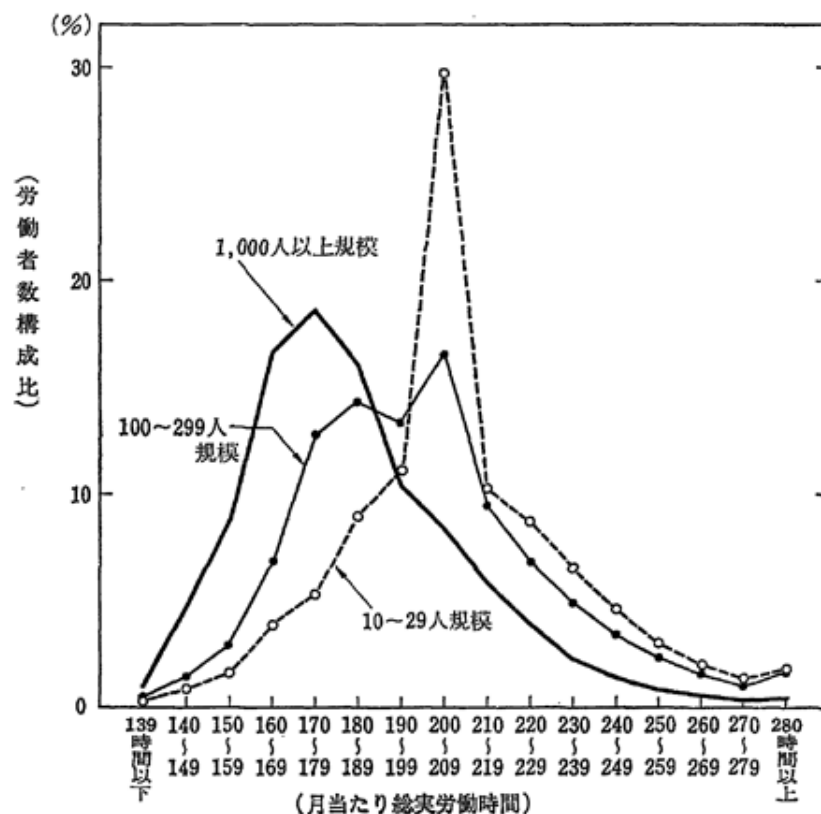
〔4407〕 所定外労働時間は、男子労働者で長い。男子労働者について規模別、産業別にみると、大規模で、また鉱業、建設業、運輸・通信業で長い。

製造業のなかでは出版・印刷、金属製品、電気機器、輸送用機器の各業種で長い。

製造業の男子労働者について労職別にみると、生産労働者の方が長い。労職別に、かつ規模別にみると、管理・事務および技術労働者については大規模ほど長く、生産労働者については小規模ほど長い(付属統計表第4-11表)。小規模の生産労働者については、所定内労働時間も長いから労働時間が最も長くなっている。

第4-11図 総実労働時間階級別労働者数構成比

第4-11図 総実労働時間階級別労働者数構成比(男子, 製造業, 昭和53年 6月)



資料出所 労働省「賃金構造基本統計」特別集計

〔4408〕 このように,所定外労働時間についても労働者間でかなりの差がみられる。男子労働者について,所定外労働時間が0時間の者の割合は,調査産業計で39.1%,製造業で32.5%である。調査産業計では1~10時間未満の者の割合は15.6%であるから,10時間未満の者の割合は55%近くになる。しかし,50時間を超えや者の割合も9%となっている。所定外労働時間の長い者の割合は,鉱業,建設業,運輸・通信業で高く,製造業では,食料品,繊維,出版・印刷で高い。製造業の規模別では,大企業よりも中小企業の方が高い(付属統計表第4-12表)。

所定外給与額については,月額5万円以上の者の割合は,調査産業計では10.8%であるが,製造業では13.4%であり,1,000人以上規模では18.4%,10~99人規模では7.3%と大企業の方が多い(付属統計表第4-13表)。

〔4409〕 所定内給与額に対する所定外給与額の比率は低賃金層ほど高く,この層では所定外給与への依存度が高い(付属統計表第4-3表)。

「勤労者の職業生活に関する意識調査」によって,残業することについての考えをみると,「生活のためにやりたい」とする者の割合は,男子40歳台労働者,中小企業の労働者,扶養家族の多い労働者ほど高い(付属統計表第4-14表)。

Ⅱ わが国経済社会の条件変化と労働経済の課題

4 勤労者生活の動向と労働時間問題

(4) 労働時間をめぐる問題

2) 労働時間の長期的推移

〔4410〕年間所定労働日数の長期的な推移をみると、45年から53年にかけて、25.0日減少した。これは、この間に、週休日数が週休2日制の普及から22.8日増加したほか、週休以外の、休日も、2・2日増加したことによる。なお、この間に年次有給休暇の付与日数が1.7日増加しているので、年間の必要労働日数は26.7日減少した。

規模別にみると、1,000人以上規模で30.0日減、100～999人規模で22.3日減、30～99人規模で15.5日減となっている。これは小企業ほど週休以外の休日は増加したが、大企業ではそれを上回る週休日数の増加があったことによる。産業別にみると、減少の大きかったのは製造業、電気・ガス・水道業であり、製造業のなかでは石油・石炭、輸送用機器で40日を上回る減少となっている。

〔4411〕同じ間に、1日当たり所定内労働時間は大企業でやや増加し、中小企業では横ばいで推移した。この間の労働時間の短縮は、もっぱら労働日数の減少によった。

制度的な労働時間の短縮が進むにしたがって、実労働時間の短縮も進んでいる。45年から54年にかけて、男子の年間総実労働時間は調査産業計で2,312時間から2,176時間へと136時間減少した。そのうち所定内労働時間は78時間減、所定外労働時間は58時間減であった。規模別にみると、大規模ほど年間総実労働時間の減少幅が大きかったが、これは各規模で所定内労働時間の減少がみられたほか、大規模ほど所定外労働時間の減少が大きかったことによる（付属統計表第4-11表）。

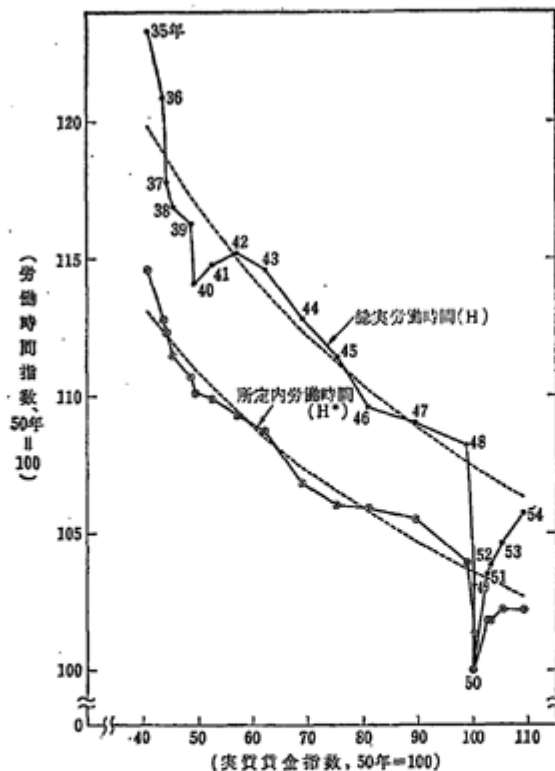
〔4412〕労働時間の短縮は長期的に進んでいるが、時期的にみてとくに急速に進んだのは35年から49年までであり、50年以降はかなり停滞している。

労働時間の短縮が49年まで急速に進んだのは、1つは、高度成長下で企業収益が拡大して労働時間の短縮に伴うコスト増を吸収し得たからである。40年代以降について長期的にみると、制度的な労働時間の短縮は好況期に進み、不況期に停滞するという動きがみられる。2つは、労働力需給がひっ迫化するなかで、とくに時間選好の強い若年労働者を確保するための手段として各企業が競って労働時間の短縮を行ったからである。

[週休2日制実態調査](48年8月)によれば、週休2日制を実施する主な目的として、半数の企業が労働力の確保をあげ、労働力不足感の強かった小企業ほどこうした目的をあげた企業の割合が高い。

第4-12図 労働時間と実質賃金

第4-12図 労働時間と実質賃金（製造業）



資料出所 労働省「毎月勤労統計」

(注) 点線は次の回帰式による。ただし、計測期間は35～48年、49年以降は外挿した。

$$\log H^* = 2.212 - 0.098 \log w \quad (\bar{R} = 0.98 \quad S = 0.0026 \quad DW = 0.79) \\ (-16.9)$$

$$\log H = 2.276 - 0.122 \log w \quad (\bar{R} = 0.93 \quad S = 0.0060 \quad DW = 0.68) \\ (-9.2)$$

H* : 所定内労働時間指数 H : 総実労働時間指数 w : 実質賃金指数

〔4413〕 また、実質賃金の大幅上昇を背景に、労働組合側の労働時間短縮要求も強まった。一般に、所得水準の上昇とともに余暇志向が強まって、労働時間は短縮される傾向がある。国際比較でみても、所得水準の高い国ほど労働時間が短いという関係があるし、わが国でも賃金水準の高い規模や産業ほど労働時間が短い。長期的にみても、実質賃金の上昇とともに労働時間の短縮が進んできている(第4-12図)。

35年から49年にかけて、実質賃金は年率6.4%増と目立った改善を示したが、その過程で労働時間は年率0.8%減少した。

〔4414〕 しかし、50年以降は、制度的な労働時間の短縮が停滞していることや景気の回復過程にあったこともあって、実労働時間はむしろ増加している。制度的な労働時間の短縮が停滞しているのは、企業の方からみれば、企業業績の回復の遅れがあったし、また、労働力需給の緩和に伴って、その必要性も乏しかったためとみられる。一方労働者側も、高度成長から安定成長への移行過程で実質賃金の上昇率が、49～54年間には年率2.2%へと大幅に鈍化したため、むしろ賃金引上げ中心の要求になったし、また、賃金引上げ率の鈍化は長い労働時間を選好させたからであろう。

〔4415〕 さらに、50年以降の実労働時間の増加は、一時帰休等の解除に伴う所定内労働時間の増加もあるが、企業が生産増加に雇用増によらずもっぱら所定外労働時間の延長で対応してきたことにもよる。製造業の所定外労働時間の水準は、50年の水準を100として54年には166にまで上昇したが、54年10～12月には第1次石油危機直前の48年のピーク時水準にほぼ接近した。生産が好調な一部の業種では、48年当時のピーク時水準をすでに超えている(第1章参照)。今後所定外労働時間が引続き増加するかどうかは、景気の動向、企業の雇用についての態度などに依存するが、このように企業が所定外労働時間を増加させた理由としては、先行き不安などから企業が雇用増加に慎重なこと、所定外労働のコストが雇用増に伴うコストに比

べて小さいことなどがあげられよう(「昭和53年労働経済の分析」参考資料2.「所定外労働に対する賃金割増率」参照)。

〔4416〕労働時間の短縮に伴って勤労者の生活時間構造にも徐々に変化がみられる。日本放送協会「国民生活時間調査」によって、40年から50年にかけての生活時間構造の変化をみると、平日では仕事、家事、通勤などの拘束時間は技能・作業職、販売・サービス職では仕事時間の減ったことによって減少しているが、事務・技術職では目立った変化がみられない。また、この間には通勤時間が増加しているため、仕事時間の減少ほどには自由時間は増加していない。

しかし、土曜については各職種とも拘束時間は大きく減少している。これは、この間において週休2日制が普及して土曜休日労働者が増加して土曜の労働時間が減少したことによる。この結果、土曜の自由時間は増加しており、交際時間、テレビ視聴時間の増加が大きい。

以上のように、自由時間は長期的に徐々に増加してきているが、平日については通勤時間が増加したことによって、仕事時間の減少ほどには増加していない(付属統計表第4-15表)。

〔4417〕総理府統計局「住宅統計調査」によれば、勤労者の平均通勤時間は都市交通網の整備などから43年から48年にかけて減少したが、48年から53年にかけては横ばいとなっている。48年から53年にかけて新設された住宅について、通勤時間別構成比をみると、30分未満の増加が大きいものの、1時間前後のところでも増加している。とくに大都市圏ほど通勤時間の長い住宅の増加が大きく、京浜大都市圏をとると通勤時間が60～89分の住宅の増加が大きい。このため新設住宅の通勤時間はむしろ長くなっている(付属統計表第4-16表)。

労働時間の短縮は、このように通勤時間が長くなるといった面からも必要になっている。そして、労働時間短縮の成果を自由時間の増加に反映させるためには、通勤回数を減らすという意味で、週休2日制の普及による労働時間短縮が効果的といえよう。

Ⅱ わが国経済社会の条件変化と労働経済の課題

4 勤労者生活の動向と労働時間問題

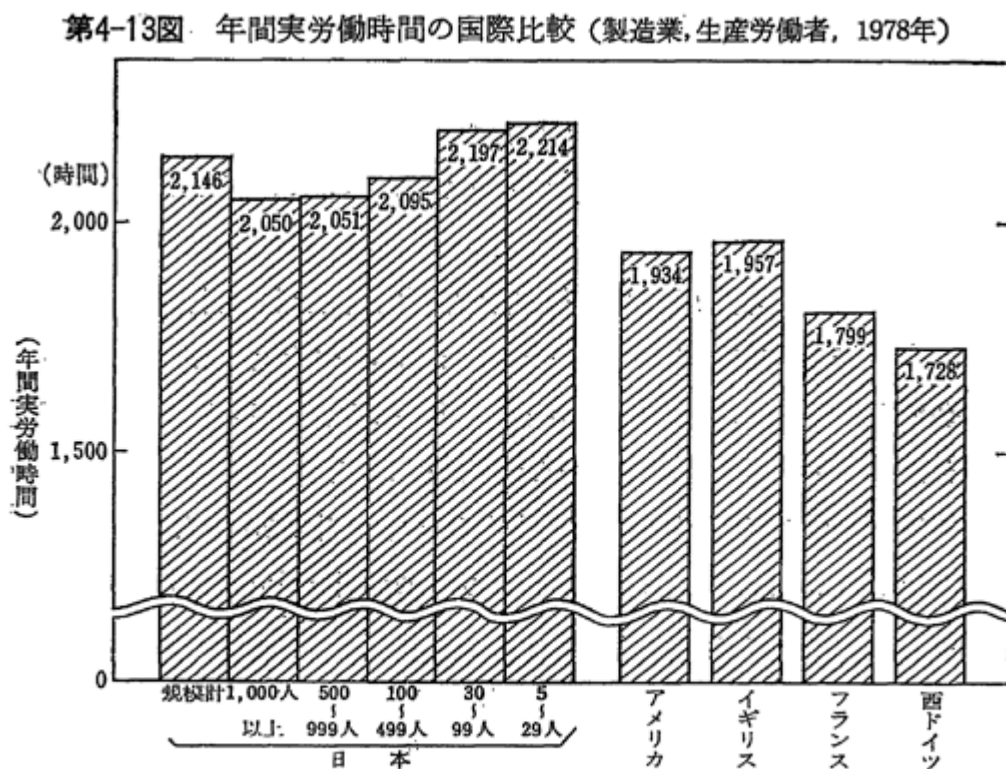
(4) 労働時間をめぐる問題

3) 国際的にみたわが国の労働時間

〔4418〕統計上の制約などから労働時間の厳密な国際比較は困難であるが、可能な範囲で年間労働時間をわが国と欧米諸国との間で比較してみると、1978年の製造業生産労働者の年間実労働時間は、わが国では2,146時間であるのに対し、アメリカ1,934時間、イギリス1,957時間、フランス1,799時間、西ドイツ1,728時間となっており、わが国と各国の間にはかなりの差がみられる(第4-13図、付属統計表第4-17、4-18表)。

〔4419〕また、製造業生産労働者について年間所定外労働時間を比較すると、わが国では197時間であり、各国に比べて長い(第4-2表)。わが国の場合は所定内労働時間が長いことに所定外労働時間の長いことが加わることによって、総実労働時間は長くなる。

第4-13図 年間実労働時間の国際比較



資料出所 労働省労政局労働経済課試算

(注) 参考資料4-4.「年間労働時間の国際比較(試算)」参照。

〔4420〕所定外労働に対する割増率をみると、法制上は、わが国では1週48時間を超える労働時間(深夜に及ばない場合)に対して25%となっており、西ドイツでも同様であるが、アメリカ、カナダでは40時間を、フランスでは48時間を超える労働時間については50%となっている。また労働協約上の実態をみると、わが国では91%の企業で25%の割増し率となっているのに対し、各国とも50%増とするところが多い(付属統計表

第4-2表 所定外労働時間の国際比較

第 4-2 表 所定外労働時間の国際比較（製造業，生産労働者，1979年）
（単位 時間）

項 目	日 本	アメリカ	西ドイツ	イギリス
週 当 た り 残 業 時 間	3.8	3.3	2.1	3.0
年 間 残 業 時 間	197	172	109	156

資料出所 日本 労働省「毎月勤労統計」、アメリカ 労働省 “Monthly Labor Review”

イギリス 雇用省 “Employment Gazette”

西ドイツ 労働省 “Arbeits und Sozial Statistik”

（注） 1）日本は規模30人以上，週当たり数値は，月間数値×12÷52で算出した。

2）アメリカ，西ドイツ，イギリスは週当たり残業時間×52で算出した。

〔4421〕 なお,生涯労働時間を年齢別労働力率と年齢別週間就業時間を用いて,男子就業者について試算すると,わが国は約12万時間となりアメリカと,比べて差がみられる。アメリカとの差を週6日,1日8時間労働で換算すると約9年の差となる(付属統計表第4 - 20表)

このような差が生じるのは,わが国では労働力率が20 - 24歳層までは低い,60歳以上層で高いこと,週当たり労働時間が長いことによる。

Ⅱ わが国経済社会の条件変化と労働経済の課題

4 勤労者生活の動向と労働時間問題

(4) 労働時間をめぐる問題

4) 労働時間格差の背景

〔4422〕 このように、労働時間について欧米諸国との間に差がみられる第1の要因は、週休2日制の内容に差があるからである。わが国では、1978年に何らかの形で週休2日制の適用をうける労働者の割合は72%に達している。しかし、内容的には隔週週休2日制、月1～2回週休2日制などの比重が高い。完全週休2日制の適用される労働者の割合は、全産業で24%、製造業で37%に過ぎない。また規模別では、中小企業での普及が相対的に遅れている。これに対し、欧米諸国では完全週休2日制がすでに定着していて、完全週休2日制の適用される労働者の割合は、アメリカ、イギリスでは85%程度となっている。このように、わが国と欧米諸国との間で週休2日制の普及状況には大きな差がみられる。

〔4423〕 「労働経済動向調査」(55年2月)によって、週休2日制を実施していない事業所において、週休2日制の導入が促進される主な条件をみると、製造業では「生産性の向上によりコスト増の吸収ができれば」が27%を占め最も多い。これに「経営状態がよくなれば」(13%)、「コスト上昇分を販売価格に上乗せできれば」(8%)などを合わせると、導入条件としてコスト問題をあげる事業所は60%に達している。また、「同業他社が実施すれば」(13%)、「親会社ないしは主要取引先が実施すれば」(6%)など、同業他社ないしは取引先との関係を条件とする事業所は約30%となっている。

規模別にみても、各規模ともほぼ同様の結果となっている(付属統計表第4-21表)。

卸売・小売業では同業他社ないしは取引先との関係をあげる事業所と、コスト問題をあげる事業所がともに40%前後となっている。

〔4424〕 労働時間の差をもたらしている第2の要因は、年次有給休暇付与日数に差があることと、その取得状況に違いがあることである。わが国の年次有給休暇付与日数は13.1日であるのに対し、欧米諸国では20日を上回る国が多い。このように年次有給休暇付与日数に差があるほか、わが国ではその消化率も低い(付属統計表第4-22表)。

たとえば、1978年における年次有給休暇の取得日数は、わが国では9.5日で、「勤労者の職業生活に関する意識調査」(52年7月)によれば、年次有給休暇の消化率が90%以上であるとする勤労者の割合は全体の19.6%に過ぎず、消化率が50%以上90%未満が18.5%、30%以上50%未満が11.5%、30%未満あるいは全然消化しなかった者が37%にも達している。

〔4425〕 これに対し、欧米諸国では、年次有給休暇はほぼ完全に消化されている。たとえば、西ドイツでは年次有給休暇の付与日数は、労働者の年齢や勤続年数に応じて20～30日であるが、1973年に取得された年次有給休暇日数は、生産労働者で27.1日、職員層で28.2日である。

〔4426〕 このようにわが国で年次有給休暇の消化率が低い第1の理由は、年次有給休暇を連続して取得する慣行がないこと、したがって計画的な取得と業務に見合う企業側の対応が整っていないことがあげられる。「賃金労働時間制度総合調査」によれば、年次有給休暇の取得についての企業の対応策として、「あらかじめ年次有給休暇の取得者を見込んで労働者を配置している」とする企業の割合は、生産・販売部門で18%、管理・事務・技術部門で9%であり、「出勤者(または本人)が通常の業務(作業)の範囲内で処理する」とする企業の割合が生産・販売、管理・事務・技術部門とも70%前後を占める。

欧米諸国では、夏季に連続して集中的に年次有給休暇を取得することが通例である。わが国では、夏季休暇制度を実施している企業の夏季休暇日数は平均4.3日で、うち年次有給休暇の利用は0.3日に過ぎない。年次有給休暇を夏季にまとめて取得することにすれば、その消化を促進することにもなる。

〔4427〕消化率が低い第2の理由は、賃金面からその取得が抑制されていることである。「労働時間等に関する調査的監督の結果について」(53年5月)によれば、年次有給休暇を取得した場合に賃金に何らかの影響が及ぶとする事業場は、調査対象事業場の21.7%を占める。その内容をみると、精皆勤手当の算定にあたり年休取得日を欠勤扱いとするもの44.9%、賞与(一時金)の算定にあたり年休取得日を欠勤扱いとするもの35.5%となっている。

他方、「勤労者生活意識調査」(46年12月)によって労働者の意識面から年次有給休暇を取得しない理由をみると、「仕事が忙しいから」(38.2%)、「職場のふん囲気が休みにくいから」(22.9%)をあげる者が多く、企業の対応の如何によっては消化が促進される可能性が示されている。

〔4428〕以上みたように、労働時間がわが国で欧米諸国に比べて長いのは、週休2日制の普及率が低いほか、年次有給休暇の付与日数が少なく、かつその完全消化が図られていない、また所定外労働時間も長いという事情による。しかし、わが国の労働時間の水準は、あらゆる企業で長いというのではなく、中小規模企業で長く、大規模企業の水準は少なくとも制度的には欧米先進諸国の水準にかなり迫っていて、規模間格差の大きいことが特徴である。

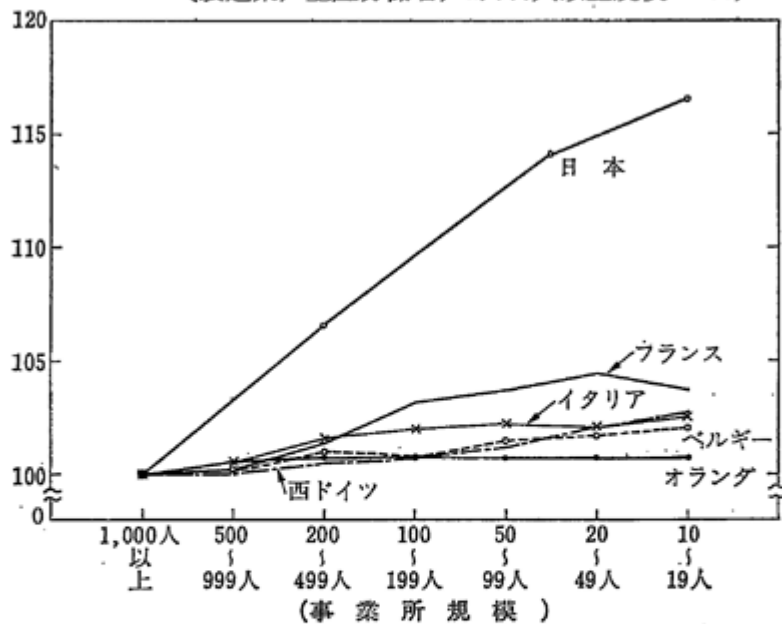
規模別にみた週当たり所定内労働時間の国際比較をすると、わが国では企業規模間に著しい差があるのに対し、西欧諸国などでは目立った差はない(第4-14図)。

〔4429〕このように規模間の労働時間格差がわが国と西欧諸国との間で著しく異なるのは、ひとつには規模間の付加価値生産性格差がわが国では大きいのに対し、西欧諸国では小さいという事情がある(付属統計表第4-23表)。

規模間の付加価値生産性格差が大きいため、わが国では規模間に労働時間の格差のみならず、時間当たり賃金の面でも西欧諸国に比べて大きな格差がみられる。そのため、小規模企業では長い労働時間を維持することによって、規模間の付加価値生産性格差を縮めようとする行動がみられるほか、そこで働く労働者も、相対的に低い時間当たり賃金で一定の月収を確保するために長時間労働を志向する傾向があるとみられる。

第4-14図 事業所規模別所定内労働時間格差の国際比較

第4-14図 事業所規模別所定内労働時間格差の国際比較
(製造業, 生産労働者, 1,000人以上規模=100)



資料出所 日本 労働省「賃金労働時間制度総合調査」,「小規模企業労働条件実態調査」
各国 EC Social Statistics "Structure of Earnings in Industry" 1972

- (注) 1) 日本は労職計, 企業規模, 規模区分は1,000人以上, 100~999人, 30~99人, 10~29人である。
2) 日本は1979年, ただし10~29人規模は1977年, その他は1972年である。
3) 各国の1,000人以上規模事業所の週所定労働時間は, 日本39時間29分, 西ドイツ40時間18分, フランス43時間6分, イタリア40時間42分, ベルギー40時間54分, オランダ41時間54分である。

〔4430〕 時間当たり賃金の分布と月収賃金の分布とを比較すると,わが国では時間当たり賃金よりも月収賃金の分布の方が散らばりが小さくなっている。このことは,時間当たり賃金が低い労働者ほど長時間働くことによって,月収賃金格差が時間当たり賃金格差よりも縮まることを示している。西欧諸国ではそのようにはなっていない(付属統計表第4-24表)。

したがって,今後中小企業における労働時間の短縮を図っていくためには,中小企業における付加価値生産性の水準を高めていくことが基本的な要件だといえよう。

〔4431〕 付加価値生産性を高めるためには,物的生産性を高めること,または製品価格を引上げること,あるいはその両者の組合わせが必要である。

中小企業が大企業なみの労働時間を実現するために,業種平均で6%の労働時間短縮を行うとして,そのコスト増をすべて製品価格に転嫁するとした場合,物価面にどの程度影響が及ぶかをみてみよう。

まず,労働時間の短縮を行うとそれに応じた賃上げがなされ则认为。企業が人件費の負担増を製品価格に転嫁する場合には,卸売物価については1.6%,消費者物価については2.3%それぞれ押上げ効果が働くと試算される。

また,人件費の増加のみならず,それに応じて利益などを増加させ付加価値額に占める人件費の割合が変化しない(分配率一定)ようにすると,卸売物価については4.5%,消費者物価については7.1%それぞれ押上げ効果が働くと考えられる(付属統計表第4-25表)。

〔4432〕 このように,労働時間短縮のコスト増を価格への転嫁という形で行うとすると,物価面へかなりの悪影響が予想される。他方,労働時間の短縮に伴って労働生産性の向上がはかれることも多く,現実には,物価への影響の程度は上記試算結果を下回ることになるだろう。

昭和54年 労働経済の分析

「週休2日制実態調査」(48年8月)によれば,週休2日制実施企業の70%が何らかの実施効果ありとしており,効果ありとした企業の45%は出勤率の向上,38%は生産能率の向上がみられたなどコスト面への好影響が示されている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

Ⅱ わが国経済社会の条件変化と労働経済の課題

4 勤労者生活の動向と労働時間問題

(4) 労働時間をめぐる問題

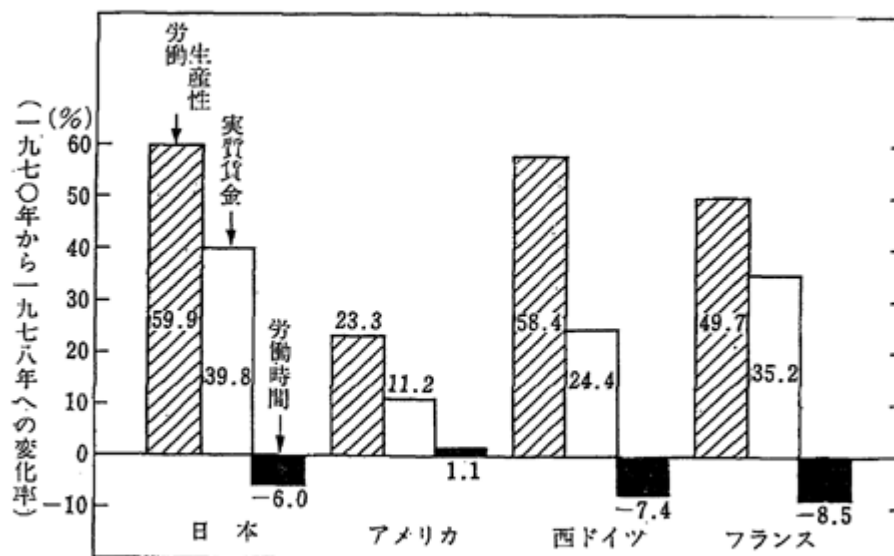
5) 労働時間短縮への取組み

〔4433〕労働時間がわが国で欧米諸国に比べて長い背景には、わが国ではこれまで各国に比べて、労働生産性向上の成果が労働時間の短縮にふり向けられる割合が小さかったという事情もある。1970年から78年にかけての労働生産性の上昇は、わが国や方が西ドイツフランスよりも大きい。その結果として実質賃金の増加率は最も大きいが、労働時間の短縮率は西ドイツ、フランスを下回っている(第4-15図)。

賃金と労働時間を合わせた労働条件の改善について、それぞれの寄与率をみると、労働時間の寄与率はわが国では13.9%であるが、フランス、西ドイツでは、それぞれ20.9%と24.7%とわが国に比べて大きい。〔04,34〕労働時間の短縮についての労働組合の取組み状況を「賃金引上げ等の実簡に関する調査」によってみると、48～49年には、「週休2日制の新設、改定」、「その他の休暇、休日の増加」、「1日の労働時間の短縮」などの要求提出がそれぞれ20～40%と多かった。その結果、「要求通り妥結」、「一部変更して妥結」に至ったものはかなりの割合を占めた。しかし、50年以降は、企業収益の落込み、雇用失業情勢の悪化のなかで、雇用保障賃上げ中心の要求となったこともあって、労働時間短縮についての要求の提出率は低下し、また、要求が提出された場合でも「妥結せず打ち切り」となる割合が高まっている(付属統計表第4-26表)。

第4-15図 労働生産性の向上による賃金、労働時間の改善

第4-15図 労働生産性の向上による賃金、労働時間の改善（製造業）



資料出所 労働省労政局労働経済課試算

〔注〕 参考資料4—5.「労働生産性の向上と賃金、労働時間の改善」参照。

〔4435〕欧米諸国における労働時間の短縮、休日の増加などをめぐる労働組合の要求は、厳しい雇用失業情勢の改善に資するといった意味合いもあって近年強まってきている。

イギリスでは、労働組合会議(TUC)が、1979年の年次大会で失業を解消する有効な手段として週35時間制の実現を行動目標の1つとして掲げたが、使用者側は、労働時間の短縮は労働コストの増加、国際競争力の悪化から失業者の減少には役立たないと反論している。最近では、造船機械労使の間で、週所定労働時間を1981年11月から39時間(一行40時間)とし、年次有給休暇は1979年から83年までの間に5日増(現行20日)とすることがまとまった。

〔4436〕西ドイツでは、ドイツ労働組合総同盟(DGB)が、1978年の大会で週35時間、年間6週間の有給休暇の段階的实施を運動方針の1つとしてとりあげた。鉄鋼業の基本協約改定交渉の結果、年次有給休暇は78年から5年間かけて段階的に全労働者に一律6週間(それまでは年齢に応じて20～26日)与えられることとなった。また夜間交替制労働者については、これに加えて特別休日(79年に4日、81年にはさらに2日)が付与されることとなった。その分を週当たり労働時間の減少に換算すると、81年には週39時間労働になるとしている。こうした鉄鋼業の動きをうけて金属産業、化学産業、印刷業などでも相次いで年間6週有給休暇の段階的实施が締結された。

〔4437〕アメリカでは、1976年に自動車産業で、それまで勤続年数に応じて付与されていた有給休暇(5～10年未満15日、15～20年未満20日)に加えて、計画的有給個人休日(一定のグループごとに交替で計画的に取得する休日で、夏季取得および2日以上連続取得は認められない)が導入され、1978年、79年の2年間に12日付与された。1979年の賃金改定交渉の結果、これは、1980年から82年の3年間に26日へと改定された。

〔4438〕労働組合が労働時間の短縮を求める理由の1つとして、安定成長下で緩みがちな労働力需給改善への効果があげられる。

労働時間の短縮は労働投入量の減少となるから、同一の労働生産性の水準のもとでは追加的な労働力の投入を必要とする。しかし、労働時間の短縮は出勤率や能率の向上によって労働生産性の水準を高めるとか、あるいは企業にとっては人件費コストの増加になるから、省力設備の導入を促すことにもなる。

また、コスト増のうち労働生産性の上昇で吸収し得ない部分について企業が製品価格に転嫁するならば、需要の低下につながる可能性もある。このように、労働時間の短縮は雇用需要にとってマイナスの効果を伴うこともあるが、他方、余暇の増加によってレジャー支出が増加するなど消費需要が拡大することによる雇用需要の増加効果を伴う面もある。

〔4439〕以上のように、労働時間の短縮と雇用需要との関係は複雑であるが、これまでの経験から労働時間と労働生産性との関係を見ると、労働時間が1%短縮された場合、それによる労働生産性の上昇率は0.4%程度になるとみられるから、一定の経済成長が維持されるという状況のもとでは、労働時間の短縮は雇用拡大効果をもつといえよう(参考資料4-6。「労働時間短縮と雇用、労働生産性」参照)。